

## 令和5年7月豪雨災害に関する会長談話

本年7月の記録的豪雨により、各地で大規模浸水、河川の氾濫、土砂災害などの災害が発生しました。これらの災害によりお亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

本災害では多くの人的・物的被害が発生し、7月7日からの豪雨災害については佐賀県でも佐賀市、唐津市、伊万里市に災害救助法の適用がなされています。また、県内の被害は人的被害のみならず、農林水産関係や土木関係に甚大な被害が生じていると把握しております。

当会は、豪雨災害により被災された方の支援のため、佐賀県市長会との間で締結している災害時における連携協力に関する協定、及び当会も加盟する佐賀県専門士業団体連絡協議会と佐賀県との間で締結されている大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定に基づいて被災自治体と連携するとともに、日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会及び全国の弁護士会のご協力も仰いで、会をあげて被害を受けた方々の支援に取り組み、被災地域の復旧・復興に助力します。

今後は各自治体や関係機関からのニーズをふまえて必要な相談体制を構築し、また必要な情報発信を行い、被災された皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう支援活動に全力を尽くします。

なお、豪雨災害に関する当面の間のご相談は当会で実施しております電話での無料相談（「クイック・ナイター相談」）、その他常設の相談をご活用ください。また、臨時相談の実施予定等の当会からの情報発信については、当会ホームページ、または当会のSNS（X、旧 Twitter）アカウントで随時行って参ります。

2023年（令和5年）8月8日

佐賀県弁護士会

会長 櫻田 康 則